

糸魚川市省エネ住宅認定事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、糸魚川市が新築住宅（「一戸建て住宅」、「長屋」、「共同住宅」又は「住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの」を含む。以下「住宅」という。）の独自の性能基準を定め、糸魚川市省エネ住宅として認定することにより、断熱性能向上による健康で快適な住まいづくりの促進及び冷暖房負荷の低減による脱炭素社会の実現を図ること並びに糸魚川産木材の使用による地域内経済循環の実現を目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「住宅」とは居室、台所、便所及び浴室を有する建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号の建築物をいう。）をいう。

2 この要綱において「糸魚川産木材」とは、糸魚川市の森林から産出された木材で、その産出事業者の発行する木材産地証明書等において産地が証明されたものをいう。

3 前2項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、建築基準法、建築士法（昭和25年法律第202号）、建設業法（昭和24年法律第100号）、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）その他の建築に関する法令で使用する用語の例による。

(認定)

第3条 市長は、別表第1又は別表第2で定める基準（以下「性能基準」という。）に適合する住宅を糸魚川市省エネ住宅として認定する。

2 前項の場合において、性能基準の適否は、次の要件を満たす団体（以下「審査機関」という。）が審査を行う。

- (1) 住宅に関する確認申請図書等の確認に特化した団体であること。
- (2) 新潟県内において住宅設備補償制度の管理及び審査の実績を有すること。

(申請対象団体)

第4条 糸魚川市省エネ住宅としての認定を申請することができる者は、次の各号の要件を全て満たす団体とする。

- (1) 糸魚川市に本店を有する 5 以上の事業者で構成されていること。
- (2) 林業事業者、木材加工流通事業者及び建設事業者が、それぞれ最低 1 事業者ずつ構成員として加入していること。
- (3) 団体としての活動実績があること。

(認定の申請)

第 5 条 糸魚川市省エネ住宅の認定を申請する団体（以下「申請団体」という。）は、審査機関での審査後 1 年以内に、糸魚川市省エネ住宅認定申請書（様式第 1 号。以下「認定申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請する。

- (1) 審査機関が発行した性能基準に適合していることを証明する書類
- (2) 認定を受けようとする住宅の位置図
- (3) 認定を受けようとする住宅の設計図
- (4) その他市長が必要と認める書類

(決定通知)

第 6 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、認定申請書及びその添付書類を審査した上で、申請された住宅の糸魚川市省エネ住宅としての認定又は不認定を決定し、その結果を糸魚川市省エネ住宅認定（不認定）決定通知書（様式第 2 号）により申請団体に通知する。

2 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、不認定を決定しなければならない。

- (1) 審査の過程において認定申請書若しくはその添付書類に不備があること又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であることにより、性能基準の適否を判断できないとき。
- (2) 認定申請書又はその添付書類に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。

(認定決定を受けた住宅の設計変更)

第 7 条 前条第 1 項の規定による認定決定の通知を受けた申請団体は、当該通知のあった後において性能基準に係る評価書等の変更又は取直しを伴う設計の変更を行おうとするときは、改めて認定の審査を申請しなければならない。

2 第 5 条及び前条の規定は、前項の規定による申請の場合において準用する。こ

の場合において、第6条第1項中「前条」とあるのは「次条第1項」と読み替えるものとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請団体は、第5条又は前条の規定による申請を取り下げようとするときは、糸魚川市省エネ住宅認定申請取下げ届(様式第3号)を市長に提出するものとする。

2 前項の場合において、市長は、同項に規定する届出前に提出のあった認定申請書及びその添付書類の返却は行わないものとする。

(免責)

第9条 市長は、糸魚川市省エネ住宅の認定のみを行い、住宅の建築、管理等についての責任を負わないものとする。

(協力の要請)

第10条 市長は、この要綱の規定により認定の決定通知を受けた者に対し、事業効果等に関する資料の提供その他の協力を要請することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年7月5日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第3条関係）

項目	基準
1 糸魚川産木材の使用量を延べ床面積で除した値	0.03m ³ /m ² 以上
2 外皮基準 平均熱貫流率（U _A 値）	0.48W/m ² K以下
3 構造計算	建築基準法第20条第1項第4号に該当する建築物で建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第81条第3項の構造計算を実施し、安全性を有すること。
4 隙間相当面積（C値）	1.0cm ² /m ² 以下

別表第2（第3条関係）

項目	基準
1 糸魚川産木材の使用量を延べ床面積で除した値	0.03m ³ /m ² 以上
2 構造計算	建築基準法第20条第1項第4号に該当する建築物で建築基準法施行令第81条第3項の構造計算を実施し、安全性を有すること。
3 外皮基準、一次エネルギー消費量削減率等	令和元年度ZEHロードマップフォローアップ委員会とりまとめ（令和2年4月）参考資料9「戸建て住宅におけるZEHの定義一覧表」のZEHの要件に適合すること。